

宇 治 市 報 告 資 料

令和5年度宇治市児童虐待防止等の主な取り組みについて

1 令和5年度 こども家庭相談(児童虐待対応、ヤングケアラー支援)の体制

令和3年4月より子ども家庭総合支援拠点として、家庭児童相談員4名を増員し、11名の体制とした。うち相談員1名は、市役所1階の「来庁者子育て支援コーナー」に週2日配置し、子育て相談と児童虐待対応との連携強化に取り組んでいる。

令和4年6月より、ヤングケアラーコーディネーター1名を新たに配置し、12名の体制とした。

子ども家庭総合支援拠点として、より一層の関係機関との情報共有及び密接な連携と迅速な対応に努めており、心理面からの支援も行っている。

《職員体制及び職種等》

職種等	人数	特記
担当主幹(保健師)	1名	児童虐待業務の統括
家庭児童相談員	10名	会計年度任用職員
(再掲)教員免許を有するもの	(2名)	(週 4.5 日、週 3 日)
(再掲)保育士	(2名)	(週 4.5 日)
(再掲)社会福祉士	(4名)	(週 4.5 日)
(再掲)心理担当支援員	(2名)	(週 4.5 日)
ヤングケアラーコーディネーター	1名	(週 4.5 日)

2 要保護児童とその支援の状況等について

1) 児童虐待通告後の対応について【13ページ参照】

2) 要保護児童の現認、保護者面談、所属機関等訪問数

所属機関による児童の現認に加え、緊急度の高い児童を中心に、こども福祉課こども家庭相談から家庭や学校等に出向いて、児童の現認や保護者面談を実施した。

《こども福祉課こども家庭相談の直接対応件数》

対応内容	実数	延べ数
児童の現認	126 人	327 人
保護者等面談	74 世帯	138 回

3) 医療機関との連携

要保護児童に対する早期かつ適切な対応を行うため、児童や保護者の病状等について、医療機関と連携を実施した。

4) 宇治市要保護児童対策地域協議会調整会議(実務者会議)の開催

毎月(4月を除く)、各関係機関の実務者が出席し、具体的な支援内容の検討及び情報交換を実施した。

《実務者会議の開催日程》

令和5年 5月19日(金)	6月23日(金)	7月21日(金)	8月18日(金)
9月22日(金)	10月20日(金)	11月17日(金)	12月22日(金)
令和6年 1月19日(金)	2月20日(金)	3月22日(金)	

5) 個別ケース会議の開催

要保護児童への個別の対応として、関係機関での情報共有と課題の確認を行うとともに、より具体的な援助方針や支援計画を検討し、取り組みにつなげるための会議を開催した。

《個別ケース会議の開催回数》 132回

6) 令和5年度 宇治市の児童虐待相談対応の状況について【4～7ページ参照】

3 児童虐待の早期発見及び予防のための研修について

1) 児童虐待防止セミナーの開催

ヤングケアラー支援にかかる研修会を兼ねて、セミナーを開催した。

対 象： 要保護児童対策地域協議会の関係機関・団体等の職員（一般市民含む）

日 時： 令和5年11月20日（月）15時～17時（質疑応答を含む）

会 場： うじ安心館3階ホール

テーマ： 「身近な人からの暴力とヤングケアラー」

講 師： NPO 法人児童虐待防止協会副理事長 白山 真知子 氏

参加者数：32人

その他： 市職員研修としても実施した。

2) 出張講座等の実施

要保護児童対策地域協議会の関係機関等の職員を対象に、こども家庭相談の職員が講師を務め、児童虐待の防止に関する講習を随時実施した。

《出張講座の開催回数》 5回

4 児童虐待の防止のための啓発について

児童虐待防止推進月間（11月）にキャンペーンを実施した。【8ページ参照】

5 ヤングケアラー支援事業について

令和4年6月よりコーディネーター1名を配置し、宇治市内のヤングケアラーの実態把握調査を行うとともに、関係者等への研修・啓発を実施した。令和4年10月に相談窓口「いいやん」を設置し、子どもたちや家族、関係機関からの相談を受け、支援を実施した。

1) ヤングケアラー実態調査【9～10ページ参照】

小中学校からの報告及び子ども家庭総合支援拠点で管理している児童の家庭状況調査等によって把握した。

2) ヤングケアラー啓発事業

啓発展示： 11月15日（水）～30日（木）ゆめありうじギャラリーステップワン

出張研修会及び広報活動： 関係機関・団体等を対象に4回実施した。

3) ヤングケアラー支援にかかる研修会の開催

要保護児童対策地域協議会の関係者等を対象に、以下の通り、3回の研修会を実施した。

日時	研修内容	講師	参加者数
第1回 7月24日	講演 「ヤングケアラーの実態 について」	兵庫県尼崎市スクールソシ ヤルワーカー 黒光 さおり 氏	49人
第2回 11月20日	講演 「身近な人からの暴力 とヤングケアラー」	NPO 法人児童虐待防止協会 副理事長 白山 真知子 氏	32人
第3回 2月15日	講演 「ヤングケアラー当事者 による経験談」	NPO 法人ふうせんの会事務局 次長 山中 葉月 氏	41人

4) 相談窓口対応件数

《ヤングケアラー相談対応件数》

電話相談	保護者等面談数	家庭訪問回数	ケース会議
17件	11回	121回	30回

*面談数・訪問回数は延べ数

5) 京都府ヤングケアラー総合支援センターとの連携

京都府ヤングケアラー総合支援センターと連携を図り、当センターが作成した啓発物の配布協力や京都府ヤングケアラーコーディネーターミーティングに参加した。

6 虐待児童等見守り強化事業について

児童虐待等のリスクを軽減するため、子どもの見守りを強化する取り組みを実施した。

《虐待児童等見守り強化事業の対応件数》

対応家庭数(実数)	訪問回数(延べ数)
32家庭	194回

7 子育て世帯訪問支援事業について

家事・育児等の支援が必要と認められる家庭に対し、養育環境の改善を図るために実施した。

《子育て世帯訪問支援事業の対応件数》

対応家庭数(実数)	訪問回数(延べ数)
7家庭	25回

令和5年度 宇治市の児童虐待相談対応の状況について（概要）

令和5年度における宇治市福祉こども部こども福祉課にて実施した児童虐待に関する相談対応等について、以下のとおり報告します。

《相談対応件数等の主な状況》

- ① 相談対応件数について
相談対応件数は860件となっている。
- ② 『新規受理』ケースについて
860件の内訳では、『新規受理』ケースが437件、『昨年度から継続』ケースが423件となっている。
- ③ 虐待者について
主な虐待者では、『実母』が最も多く481件で全体の55.9%、『実父』が341件で39.7%となっている。
- ④ 虐待の種別について
『心理的虐待』が497件で最も多く全体の57.8%、『身体的虐待』が198件で23.0%、『ネグレクト（養育放棄等）』が158件で18.4%、『性的虐待』が7件で0.8%となっている。
- ⑤ 児童の年齢について
年齢別では、『小学生以下』が659件で全体の76.6%となっている。
- ⑥ 前年度との比較について
 - 件数
相談対応件数は860件で、前年度と比べて83件増加し、10.7%の増加率となっている。
 - 種別
『心理的虐待』が66件、『身体的虐待』が36件、『性的虐待』が3件増加する一方で、『ネグレクト（養育放棄等）』が22件減少している。
 - 年齢
年齢別では、『0～3歳未満』が7件、『7歳～12歳（小学生）』が50件、『13歳～15歳（中学生）』が24件、『16歳～18歳（高校生他）』が12件増加していて、『3歳～6歳』が10件減少している。

令和5年度 宇治市の児童虐待相談対応の状況について

1 相談対応件数の年次推移

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	前年度 比 増減率
対応件数 (A)	788	702	714	777	860	10.7%
うち新規受理件数	382	349	367	398	437	9.8%
終結件数 (B)	435	355	335	354	417	17.8%
次年度への継続件数 (A)-(B)	353	347	379	423	443	4.7%

<傾向及び分析>

- ・令和5年度の対応件数は860件で、対前年度比約11%増加し、過去最高の件数となった。
- ・また、新規受理件数は437件で、対前年度比約10%増加し、過去最高の件数となった。

2 対応状況

	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	対応件数	うち 新規	対応件数	うち 新規	対応件数	うち 新規	対応件数	うち 新規	対応件数	うち 新規
施設入所	6	0	8	6	4	0	11	3	11	6
在宅支援	782	382	694	343	710	367	766	395	849	431
計	788	382	702	349	714	367	777	398	860	437

<傾向及び分析>

- ・児童相談所と連携し、家族の再統合を図るべく、大半が在宅での支援となっている。

3 経路別受付件数

		市が直接受付した件数												児童相談所※	計
		家族	親戚	近隣知人	児童本人	虐待親本人	民生児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設 (子ども園含む)	学校等	関係各課 市役所内	その他		
対応件数	R元年度	3	2	13	1	3	7	0	3	65	139	38	51	463	788
	R2年度	4	4	19	1	1	7	0	5	54	100	40	40	427	702
	R3年度	0	0	19	0	2	15	0	12	35	131	28	43	429	714
	R4年度	2	0	19	0	3	7	0	9	39	124	53	42	479	777
	R5年度	2	0	22	0	2	0	0	7	45	136	62	38	546	860
			0.2%	0.0%	2.6%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.8%	5.2%	15.8%	7.2%	4.4%	63.5%
うち新規	R元年度	0	0	6	1	2	2	0	0	23	48	14	23	263	382
	R2年度	2	4	17	1	1	0	0	2	10	30	16	13	253	349
	R3年度	0	0	9	0	2	4	0	7	17	70	21	15	222	367
	R4年度	2	0	10	0	3	0	0	0	14	31	32	23	283	398
	R5年度	0	0	11	0	0	0	0	1	18	62	28	20	297	437
			0.0%	0.0%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	4.1%	14.2%	6.4%	4.6%	68.0%

※児童相談所を経由して市が受付した件数

<傾向及び分析>

- ・児童相談所を経由して市が受け付けた件数は、過去最高の件数となった。
- ・昨年度より学校からの通告が増加した。

4 主たる虐待者

		実母	実母以外の女性			実父	実父以外の男性			その他家族	計	
			継母	同居女性等	元妻		継父	同居男性等	元夫			
対応件数	R元年度	441	0	0	0	305	32	26	6	0	10	788
	R2年度	386	1	1	0	282	23	15	6	2	10	702
	R3年度	416	1	1	0	264	22	16	4	2	11	714
	R4年度	431	1	1	0	303	35	33	2	0	7	777
	R5年度	481	0	0	0	341	33	32	1	0	5	860
			55.9%	0.0%	-	-	39.7%	3.8%	-	-	-	0.6%
うち新規	R元年度	198	0	0	0	170	10	5	5	0	4	316
	R2年度	179	0	0	0	154	12	8	2	2	4	382
	R3年度	204	0	0	0	146	10	8	2	0	7	349
	R4年度	195	0	0	0	178	21	20	1	0	4	398
	R5年度	239	0	0	0	181	14	14	0	0	3	437
			54.7%	0.0%	-	-	41.4%	3.2%	-	-	-	0.7%

<傾向及び分析>

- ・各年度とも実母が最も多い。

5 虐待の種類

	身体的虐待		性的虐待		ネグレクト (養育放棄等)		心理的虐待		計	
	対応件数	うち 新規	対応件数	うち 新規	対応件数	うち 新規	対応件数	うち 新規	対応件数	うち 新規
R元年度	152	57	6	2	130	57	500	266	788	382
R2年度	142	66	5	2	127	56	428	225	702	349
R3年度	141	83	3	0	131	55	439	229	714	367
R4年度	162	67	4	1	180	100	431	230	777	398
R5年度	198	112	7	5	158	55	497	265	860	437
	23.0%	25.6%	0.8%	1.1%	18.4%	12.6%	57.8%	60.6%	100.0%	100.0%

<傾向及び分析>

- ・心理的虐待は、ここ3年は横ばいであったが、増加している。
- ・身体的虐待の新規受理が約1.5倍増加。

6 年齢別分類

	0～3歳 未満		3歳～ 6歳		7歳～ 12歳 (小学生)		13歳～ 15歳 (中学生)		16歳～ 18歳 (高校生他)		計	
	対応 件数	うち 新規	対応 件数	うち 新規	対応 件数	うち 新規	対応 件数	うち 新規	対応 件数	うち 新規	対応 件数	うち 新規
R元年度	84	51	197	106	295	133	131	55	81	37	788	382
R2年度	111	69	182	82	258	118	103	59	48	21	702	349
R3年度	71	53	158	79	260	125	143	76	82	34	714	367
R4年度	148	84	208	105	256	124	123	58	42	27	777	398
R5年度	155	73	198	89	306	158	147	80	54	37	860	437
	18.0%	16.7%	23.0%	20.4%	35.6%	36.2%	17.1%	18.3%	6.3%	8.5%	100.0%	100.0%

<傾向及び分析>

- ・対応件数860件のうち、就学前児童(0歳～就学前)は353件(R4年度356件)で横ばい。

7 年齢別虐待別分類(令和5年度)

	身体的虐待		性的虐待		ネグレクト (養育放棄等)		心理的虐待		計	
	対応件数	うち 新規	対応件数	うち 新規	対応件数	うち 新規	対応件数	うち 新規	対応件数	うち 新規
0～3歳未満	20	12	0	0	29	9	106	52	155	73
3歳～6歳	48	26	0	0	40	13	110	50	198	89
7歳～12歳(小学生)	71	37	2	2	61	23	172	96	306	158
13歳～15歳(中学生)	42	25	4	2	20	6	81	47	147	80
16歳～18歳(高校生他)	17	12	1	1	8	4	28	20	54	37
合計	198	112	7	5	158	55	497	265	860	437

令和5年度「オレンジリボン・パープルリボン キャンペーン」実施報告書

国の「秋のこどもまんなか月間 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」(11月)と「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)を受け、子どもへの虐待と女性に対する暴力の根絶に向けて、それぞれの活動のシンボルマークを合わせた、令和5年度「オレンジリボン・パープルリボン キャンペーン」を実施した。

実施期間	令和5年11月1日(水)～30日(木)		
主 催	宇治市(こども福祉課・男女共同参画課)		
協 力	宇治市要保護児童対策地域協議会、宇治市DV対策ネットワーク会議委員及び構成関係機関、その他関係機関・団体		
広 報 ・ 啓 発	市政だより	令和5年11月1日号「キャンペーンの内容・啓発記事」を掲載	
	ホームページ	令和5年11月1日(水)～11月30日(木)までキャンペーン内容を掲載	
	FMうじ	広報	令和5年11月12日(日)～11月25日(土)までメッセージ文を放送
		ラジオ出演	テーマ:「オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンについて」 放送日:令和5年11月9日(木)午前9時～9時30分「宇治市探検」
チラシ	23,830枚作成 関係機関等への配布や街頭啓発での配布に使用		
啓 発 展 示	パネル展示	子どもへの虐待と女性に対する暴力の根絶をテーマにしたパネル展示を実施 期間:①令和5年11月1日(水)～30日(木)②11月15日(水)～30日(木) 場所:①市役所1階市民交流ロビー ②男女共同参画支援センター1階「ギャラリー ステップワン」 ※啓発物品、関連チラシ、リーフレットを370組配架(うち啓発物品100組)	
	関連図書展示	令和5年11月1日(水)～30日(木)まで、男女共同参画支援センター3階「活動スペース」で、子どもへの虐待と女性に対する暴力の根絶に関連する図書の展示と、相談窓口等の関連チラシ、リーフレットを配架	
		令和5年11月14日(火)～26日(日)まで、中央図書館で、子どもへの虐待と女性に対する暴力の根絶に関連する図書の展示と、相談窓口等の関連チラシ、リーフレットを配架	
街 頭 啓 発	ホームセンターコーナン周辺	日 時:令和5年11月2日(木)午前10時～正午 場 所:ホームセンターコーナンJR宇治駅北店 街頭啓発参加者:17人 ※啓発物品及びチラシを500組配布	
	ひゅうまんフェスタうじ	日 時:令和5年11月23日(木)午前10時～正午 場 所:宇治市生涯学習センター周辺 街頭啓発参加者:14人 ※副市長参加 ※啓発物品及びチラシを200組配布	
	ロビーコンサート	日 時:令和5年11月24日(金)午前11時45分～午後1時 場 所:市役所1階市民交流ロビー 街頭啓発参加者:12人 ※啓発物品及びチラシを100組配布	
	宇治環境フェスタ	日 時:令和5年11月26日(日)午前10時～午後3時 場 所:宇治市生涯学習センター 街頭啓発参加者:2人 ※啓発物品及びチラシを50組配布 その他:設置ブースにて、ecoワークショップを実施。「牛乳パックでぼうしをつくろう」と「松ぼっくりけん玉をつくろう」のリサイクル工作に参加者へ啓発物品及びチラシを配布(ワークショップ参加者54人)	
オレンジ・パープルマルシェ	オレンジとパープルをテーマにしたマルシェを開催。 日 時:令和5年11月11日(土)・令和5年11月12日(日)午前10時～午後3時 場 所:JR宇治駅前広場 出店数:36店舗(参加者84人) 街頭啓発参加者:15人(男女共同参画課登録団体) ※啓発物品及びチラシを550組配布		
オレンジリボン・パープルリボンセミナー	テーマ:「身近な人からの暴力とヤングケアラー」 講 師:白山 真知子氏(NPO法人児童虐待防止協会 副理事長) 日 時:令和5年11月20日(月)午後3時～5時 場 所:うじ安心館(保健・消防センター)3階ホール 参加者:32人 その他:市職員研修としても実施		

令和5年度ヤングケアラー実態調査について

1 ヤングケアラー実態調査結果（令和6年3月31日現在）

小中学校からの報告及び子ども家庭総合支援拠点で管理している児童の家庭状況調査等によって把握

(1) 把握人数

100人（ヤングケアラーの疑いのある子どもを含む）
 （内訳） 小学生 39人
 中学生 45人
 高校生等16人

(2) 子どもがサポートしている相手※1（複数対象の場合あり）

	人数
母親	51
きょうだい	47
父親	7
甥・姪	4
祖父	1

※1 特定のサポート対象者なし（家族全体をサポート）…15人

(3) サポートが必要な家族の主な状況（複数該当の場合あり）

	人数
幼く世話が必要	40
精神疾患（疑い含む）がある	33
生活・養育能力に課題がある	45
障害がある（知的・身体）	12
疾病がある	10
介護が必要	5
日本語が不自由	4

(4) 子どもが行っている主なサポート内容（複数該当の場合あり）

	人数
家事	55
きょうだい（親族含む）の世話	49
情緒的な支援※2	33
通院や外出時の同行	9
きょうだいの送迎	5
通訳（日本語・手話）	6
身体的な介護	4

※2 情緒的な支援…精神疾患や依存症などの家族への感情的なサポートの他、自殺企図の話
 を聞かされるなど、子どもにとって過大な負担となることを含む

(5) ヤングケアラー当事者の主な状況 () 内は該当する状況の延べ件数

①学校活動における支障面 (230件)

- ・欠席が多い、不登校傾向にある
- ・遅刻や早退が多い
- ・宿題や持ち物の忘れ物が多い
- ・保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い
- ・別室登校を行っている
- ・授業中居眠りをしていることが多い
- ・保健室で過ごすことが多い
- ・一人でいることが多い
- ・部活に入っていない、休むことが多い など

②健康面・精神面等への影響 (155件)

- ・精神的な不安定さがある
- ・家族に関する不安や悩みを口にする
- ・生活リズムが整っていない など

③その他気になる様子 (30件)

- ・表情が乏しい
- ・子どもだけの姿をよく見かける
- ・幼いきょうだいの送迎をしている
- ・生活のために(家庭の事情により)アルバイトをしている
- ・年齢と比べて情緒的成熟度が高い
- ・身だしなみが整っていないことが多い など

④支障となる行動が見られない (7件)

2 当事者及びその家庭に対するこれまでの支援

- ・コーディネーターによる関係機関と連携した福祉サービスへの接続
- ・家庭訪問による見守り(虐待児童等見守り強化事業、子育て世帯訪問支援事業の活用含む)、養育環境改善に向けた助言やサービスの案内(こども食堂など)
- ・当事者の所属している学校での見守り、家庭訪問の実施
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる面談の実施 他

3 今後の取組について

- ・継続的な実態調査(毎年度3月)及び必要に応じた支援の実施
- ・要支援児童等見守り強化事業、子育て世帯訪問支援事業による訪問支援の強化
- ・関係機関との連携強化による見守りの強化
- ・ヤングケアラーの早期発見の推進
- ・ヤングケアラーの認知度の向上に向け、啓発・周知活動の推進
- ・ヤングケアラー相談窓口の周知活動の推進

令和6年度宇治市児童虐待防止等の主な取り組みについて

1 児童虐待への対応体制について

児童福祉法の「児童の福祉を保障するための原理」に基づき、児童の権利の保障、児童の最善の利益を優先した対応に努める。

引き続き、児童の安全確保を第一優先にして対応する。しいては、児童や保護者、妊婦、家族等の心身の健康増進を目指すとともに、家族機能の改善を図り、児童虐待の発生を予防する。

令和6年4月に、福祉こども部内に「宇治市こども家庭センター」を設置した。これにより、妊娠期からの切れ目ない支援体制を構築し、児童虐待の未然防止や早期発見・対応への取り組みをさらに強化しているところである。

1) こども家庭センターの体制及び支援等の内容について

こども家庭センターは、こども福祉課、保育支援課、保健推進課の三課からなる。実施する支援等の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 児童及び妊産婦の実情を把握すること。
- ② 妊娠、出産及び子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言及び保健指導を行うこと。
- ③ 要支援児童等に対する支援計画を作成し、計画的な支援を行うこと。
- ④ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡及び調整を行うこと。

2) 実情の把握について

児童虐待の客観的な事実を確認するとともに、支援内容を検討するにあたっては、家庭が抱える課題にも目を向ける。

居住実態が把握できない児童、特定妊婦、要支援児童等、養育支援を特に必要とすると思われる家庭、児童虐待の発生リスクが高い家庭については、できるだけ早期に正確な生活実態の情報を把握する。

3) 個別ケースへの対応について

児童の安全確保を最優先に対応する。所属機関による現認に加え、早急な対応が必要な場合には、こども福祉課こども家庭相談から家庭や学校等に出向いて、児童の現認や保護者面接を実施する。

また、協調整会議にて支援方針について協議を行うとともに、適宜、個別ケース会議にて関係機関等が集い、より具体的な対応方法を検討して、組織的な働きかけができるように努める。

4) 関係機関との連携について

支援等を実施するにあたっては、教育、保育、保健医療、福祉その他支援を提供する関係機関、地域社会等との連携を図ることが重要である。特に、児童虐待の早期発見・対応を行うためには、児童の所属する関係機関等の協力が不可欠である。個別ケース会議等を通じて情報共有を図り、関係機関が支援計画を認識しながら対応できる体制づくりに努める。

2 児童虐待の早期発見及び予防のための研修の実施について

要保護児童対策地域協議会の関係機関・団体等の職員を対象に、ヤングケアラーへの支援を兼ねた研修を実施する。

日時	研修内容	講師	参加者数
11月19日 (予定)	講演(仮題) 「きょうだい支援について」	京都きょうだい会 竹口 宏樹 氏 涌本 祐子 氏	

3 児童虐待の防止のための啓発について

児童虐待防止推進月間にオレンジリボン・パープルリボンキャンペーンを実施する。

実施期間 : 令和6年11月1日(金)～11月30日(土)

主 催 : 宇治市(こども福祉課・男女共同参画課)

協 力 : 宇治市要保護児童対策地域協議会、宇治市 DV 対策ネットワーク会議等

実施内容 : 宇治市政だよりなどによる広報・啓発

男女共同参画支援センターにおいて啓発展示、街頭啓発や研修

4 ヤングケアラー支援について

福祉こども部こども福祉課こども家庭相談に相談窓口「いいやん」を設置し、コーディネーターを配置して相談・支援を行うとともに、関係者等への研修、市民理解を深めるための啓発を実施する。

日時	研修内容	講師	参加者数
第1回 7月18日	講演 「ケアラーの早期発見と対応について」	公益財団法人ユースサービス協会 寺田 純子 氏	65人
第2回 11月19日 (予定)	講演(仮題) 「きょうだい支援について」	京都きょうだい会 竹口 宏樹 氏 涌本 祐子 氏	
第3回 2月頃	未定		

5 要支援児童等見守り強化事業について(「虐待児童等見守り強化事業」から名称変更)

児童虐待等のリスクを軽減するため、食事の提供や声かけなど継続した見守りを行い、関係機関に支援をつなぐ等、子どもの安心・安全のための取り組みを引き続き実施する。

6 子育て世帯訪問支援事業について

食事や生活環境が不適切な状態にある家庭、出産前において支援が特に必要な妊婦のいる家庭、ヤングケアラーのいる家庭などに対し、訪問支援員による家事・育児等の支援や助言等を通じて、家庭に寄り添った養育環境の改善を図り、児童虐待等のリスクを軽減する。(令和5年6月より実施)

児童虐待通告後の対応

